

# 中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設に向けて



## 建設候補地公募要項及び評価基準の 策定について

(第4回検討委員会でいただいた意見と方針)

令和7年1月10日(金)

第5回中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会

## 第4回検討委員会でいただいた意見

### 【候補地公募要項に関すること】

意見	方針
【2ページ・公募要件】 自治会（区）内での合意は、どのような形で得るのか。	自治組織の長が、自治組織の会則等により合意を得ていただきます。
【2ページ・公募要件】 土地所有者が他県の方や会社所有の場合はどのように説明・確認するのか。	自治組織の長から説明・確認していただきます。但し、所有者が不明の場合は、相談窓口へ相談ください。
【2ページ・公募要件】 暴力団員・反社会的団体との関与が無いことの確認は、口頭か文書のどちらなのか。	自治組織の長が作成する誓約書を提出していただきます。
【3ページ・選定方法】 選定方法について、「所定の評価項目・評価基準に基づき透明性を確保しつつ、公平かつ厳正な選定評価を行います。」とあるが、応募者と面談の場を持ち、応募内容を把握する必要はないか。	応募内容等を確認するため、応募者へのヒアリングを実施することとし、選定方法に追加します。

## 第4回検討委員会でいただいた意見

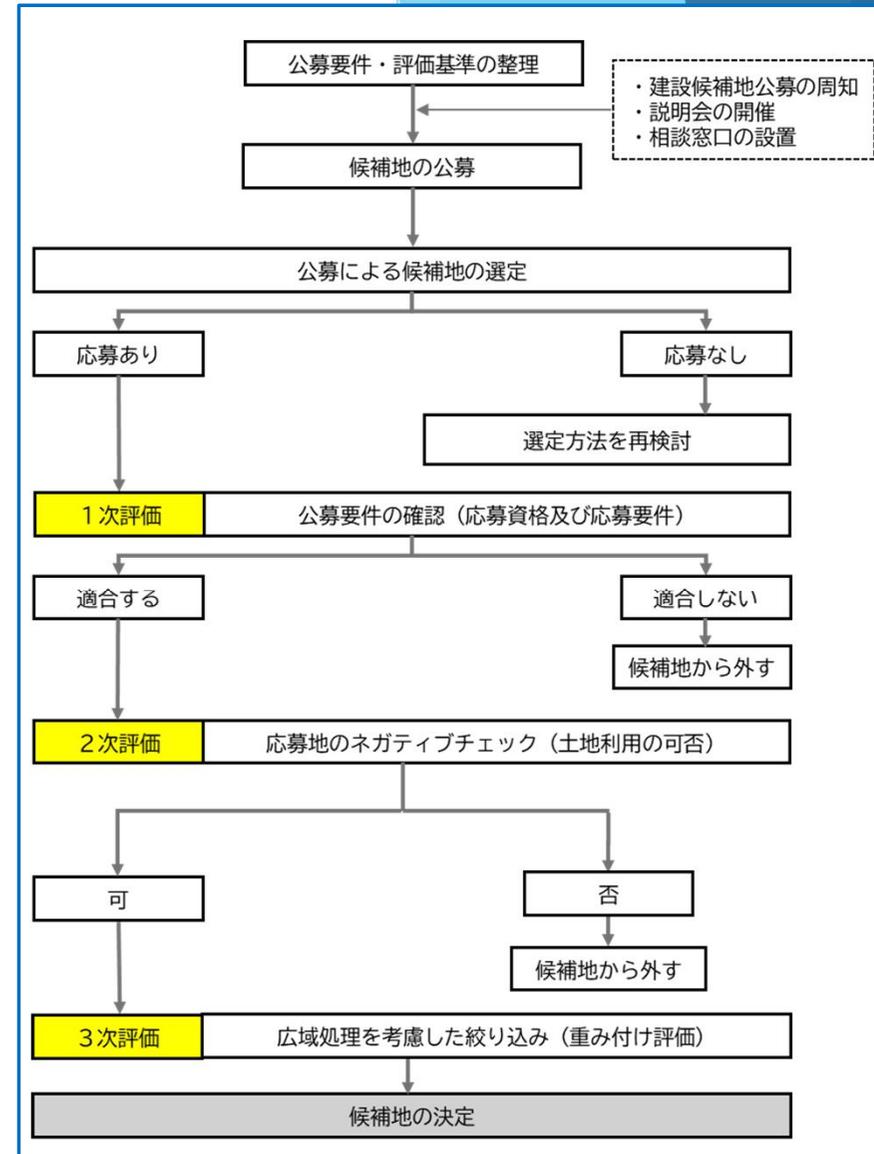
### 【建設候補地評価基準に関すること】

意見	方針
<p>【5ページ・3次評価（重み付け）】 2次評価でも良いが、環境保全の項目に「希少動植物の生息・生育の確認」を加えてはどうか。</p>	<p>4ページ「表3 2次評価内容」、環境保全の資格判定項目に「希少動植物の存在」を追加します。</p>
<p>【5ページ・3次評価（重み付け）】 基本構想で整理した評価項目の例から、当地域はどのような視点で評価項目を設定したのか、明確にした方が良い。</p>	<p>当地域では、地域の合意形成や広域化の視点を重点とした評価項目を検討します。また、協力度は、応募書類と応募者へのヒアリングにより評価します。詳細は第5回検討委員会で明確にします。</p>

# 建設候補地選定の流れ（再掲）

- 3段階で評価を行う。（右図参照）
- 1・2次評価は、事務局、3次評価は検討委員会で行う。

評価	評価内容	対応
1次評価	公募要件の確認（応募資格・応募要件） ・公募要件に適合しているか	事務局
2次評価	応募地のネガティブチェック（土地利用の可否） ・建設可能な土地であるか	事務局
3次評価	広域処理を考慮した絞り込み（重み付け評価） ・広域化の視点 ・環境保全 ・インフラ ・協力度 ・土地利用 ・防災性 ・合意形成	検討委員会



# 1 次評価（応募資格における他都市事例）

- ごみ処理施設の建設には、十分な面積の確保が必要。地権者が複数になる場合や地区を跨ぐことも考えられ、地域をとりまとめる立場の者が望ましい。
- 他都市の事例では、応募資格者を自治会（区長）とする事例が多い（21件）
- 土地所有者（個人・事業者）や町内会長等を含めた複数の資格者が設けられている。

応募資格	件数
町内会長	2
自治会（区長）	21
代表者	1
土地所有者（地権者）	11
自薦・他薦	1
事業者	1
農業団体	1
その他	1

事例：25件      その他：組合・構成団体が抽出した用地

# 1 次評価（応募要件における他都市事例）



- 要件を厳しく設定すると、応募者が少なくなることが考えられる。
- 多くの応募を募るため、応募要件は最低限とし、公募によるメリットを生かせる要件とする。
- 他都市の事例では、「用地面積」「合意形成」「立地」「土地所有者の承諾・合意」が多い。

NO	公募要件	件数
1	用地面積	24
2	当該区内（隣接地含む）での合意形成、地域の理解	21
3	土地所有者の承諾・合意	11
4	土地利用上の法規制の有無、規制解除の容易性	6
5	土地の形状・地質が適している、支障物件が少ない等	2
6	建設困難な土地でない（活断層、不法投棄、土壌汚染等）	1
7	搬入路の確保、幹線道路からの侵入の可否	3
8	立地（所在・中心部からの距離・推奨範囲内等）	12
9	水道・電気（高圧送電線等）の利用の容易性	1
10	貴重な動植物の生息・植生群落がない	2
11	施設運営の容易性（継続的な施設運営・更新が可能）	4
12	暴力団員・反社会的団体の関与がない	6

事例：25件



# 1 次評価（応募資格と応募要件の適合確認）

## 【応募資格】

- 土地が所在する地域内の自治組織の長による応募とする。
- 土地の所有者、事業者等による応募は、事前に相談を受け付ける。

## 【応募要件】

- 「用地面積」「立地」「合意形成」「土地所有者への説明・確認」「暴力団員・反社会的団体との関与の有無」とする。

- ✓ 概ね2 ha（20,000m<sup>2</sup>）以上の用地を確保できること。
- ✓ 両市の人口重心地※から10kmの範囲内の土地であること。
- ✓ 自治組織内での合意を得ていること。
- ✓ 土地所有者へ説明・確認が行われていること。
- ✓ 暴力団員・反社会的団体との関与がないこと。

※両市の人口分布の重心

## 2次評価（土地利用可否の要素における他都市事例①）

【資料1】基本構想（素案） P55～56

- 土地利用の可否に関わる要素には、**法的な規制**や**地形条件**等がある。
- 法的規制は建築、都市計画、道路、河川、農業など様々な分野に係る。
- 法的規制の中には、**対策工事**や**諸手続き**を講じることで、**施設整備が可能となる場合がある**。

分類	項目
1. 自然災害関係	地すべり（地すべり危険箇所、地すべり地形箇所）
	斜面崩壊（砂防指定地、急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域（急傾斜）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜））
	土石流（土石流危険区域、土石流危険溪流、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）（土石流））、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）（土石流））
	洪水（洪水浸水想定区域（浸水深0.5m超）、ため池による洪水浸水想定区域（浸水深0.5m超））
	地震（活断層・推定活断層）
	津波（津波浸水想定区域（浸水深0.3m超））
	陥没（鉱山跡、防空壕、道路・鉄道トンネルの直上）

## 2次評価（土地利用可否の要素における他都市事例②）

分類	項目
2. 自然環境、史跡・名勝・天然記念物の保護関係	自然公園地域（国立・国定・県立） （普通地区、特別地区、特別保護地区）
	緑地環境保全地域（普通地区、特別地区）
	森林地域（県有林、保安林、地域森林計画民有林）
	鳥獣保護区（普通地区、特別保護地区）
	特定植物群落
	風致地区
	史跡・名勝・天然記念物
	県水源地域の保全に関する条例指定地域
3. 生活環境保全関係	市街地
	都市公園ゴルフ場等
	航空法に基づく制限表面
4. その他	国・県固有施設（自衛隊、浄水場）等
	河川・湖沼

## 2次評価（土地利用、環境保全や災害防止に関する法令等の確認）



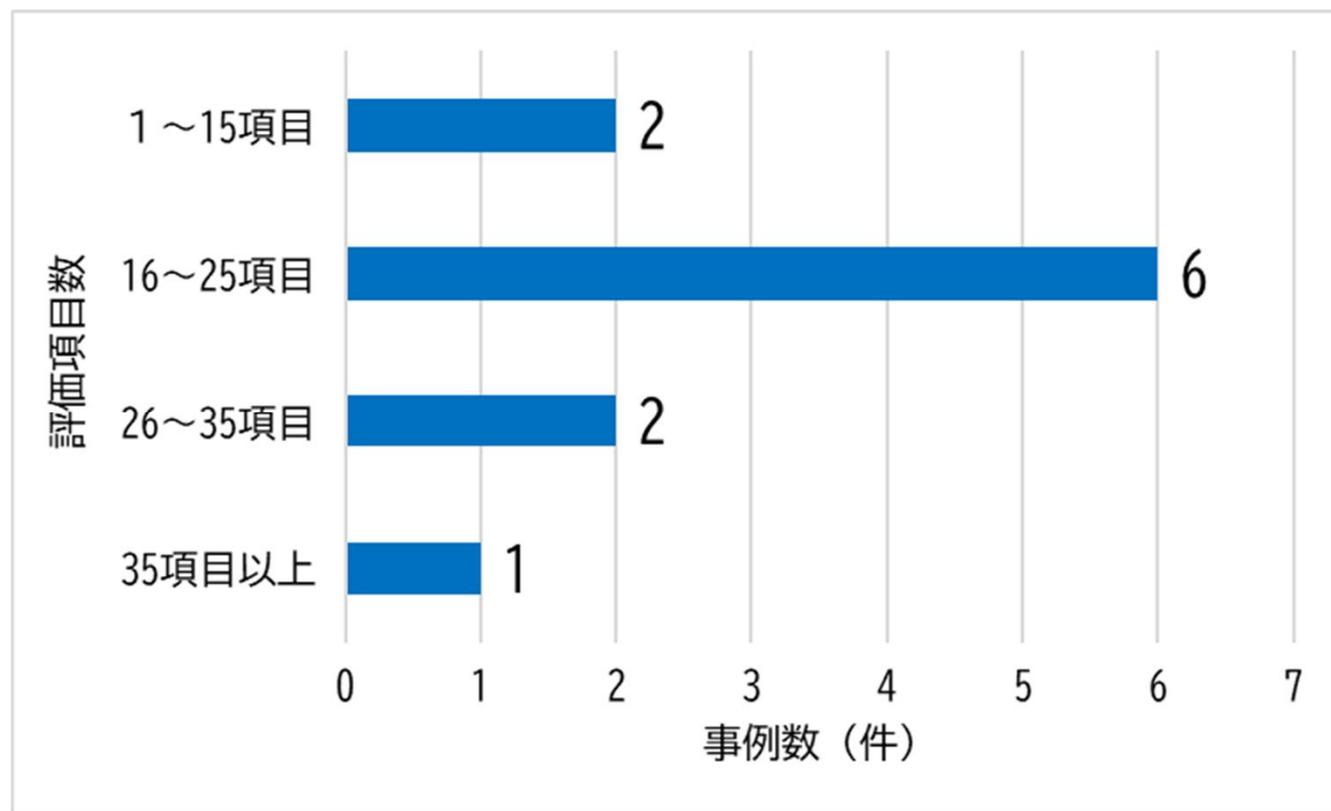
【資料2-2】評価基準 P4

➤ 施設整備が困難又は事業が円滑に進められないと判断された場合のみ対象外

資格判定項目		資格判定基準
土地利用	都市計画との整合	他の公共事業の計画地に該当しないこと。該当していた場合に、対策工事や手続等により整備が可能であること。
	法規制等	河川法、農地法、景観形成推進区域、農業振興地域の対象地域に該当していないこと。該当していた場合に、対策工事や手続等により規制解除が可能であること。
	造成空間の確保	構造物等の支障物がないこと。支障物がある場合、回避若しくは除去できること。
	アクセス道路の確保	2車線（幅員7m）以上のアクセス道路が確保できること。
環境保全	法規制	自然公園区域、都市公園・緑地、国有林・保安林、緑地保全区域、鳥獣保護区、史跡・名勝等の法規制区域に指定されていないこと。指定されていた場合に、対策工事や手続等により規制解除が可能であること。
	希少動植物の存在	既存資料等より候補地内に希少な動植物の営巣及び植生が確認されないこと。
災害防止	法規制	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂・地震災害警戒区域（イエローゾーン）、災害危険区域、災害関連法の指定区域等の法規制区域に指定されていないこと。指定されていた場合に、対策工事や手続等により規制解除が可能であること。
	活断層の有無	活断層上に該当しないこと。該当する場合は活断層の直上を除き、有効敷地面積を確保できること。

### 3次評価（重み付け評価における他都市事例①）

➤ 他都市の事例では、**評価項目数は12～38項目**（平均23項目、中央値24項目）



※件数：25件

### 3次評価（重み付け評価における他都市事例②）

- 他都市の事例では、法令等による制限や経済性、用地取得の容易性、住宅・教育・医療・福祉施設との距離、土地の状況・地盤の安全性、収集運搬の効率性等が多い。

NO	評価項目	件数※
1	所定の用地確保	4
2	用途地域・都市計画区域の指定状況（市街化調整区域内）	7
3	都市計画との整合（道路、都市公園・緑地等への影響、公共事業の計画）	6
4	隣接市町・周辺地域・敷地境界からの距離	7
5	住宅・教育・医療・福祉施設との距離	11
6	法令等による制限【土地利用】 （河川法・農地法・景観形成推進区域・農業振興地域等）	9
7	法令等による制限【安全性】 （土砂・地震災害、災害関連法の指定、活断層、地盤、危険区域）	12
8	法令等による制限【自然環境・景観】 （自然公園区域、都市公園・緑地、国有林・保安林、緑地保全区域、鳥獣保護区等、史跡・名勝等）	13
9	法令等による制限【公害規制】 （騒音・振動規制区域等）	1

※件数：25件

### 3次評価（重み付け評価における他都市事例③）

NO	評価項目	件数※
10	搬出入路状況・整備の必要性 （大型車両の通行、幹線道路からの距離、通学・歩行者の安全性、交通面の立地適正）	10
11	周辺道路への影響・混雑度	8
12	指定文化財、埋蔵文化財の有無	8
13	土地の状況・地盤の安定性（土地の形状・障害物の有無・地質条件）	10
14	経済性（用地取得費・造成費、道路整備費、電気・水道工事費、施工容易性等）	12
15	収集運搬の効率性（収集運搬距離、最終処分場までの距離）	10
16	ライフライン（上下水道・高圧受電等）の確保	6
17	用地取得の容易性（地権者の数が少数、権利関係）	12
18	周辺住民の合意・理解度・協力度	6
19	地域活性化への寄与、地域振興、雇用創出等	3
20	エネルギー需要施設の有無（余熱利用・廃棄物エネルギー）	2
21	事業用地拡張における優位性	1

※件数：25件

### 3次評価（重み付け評価）



【資料2-2】評価基準 P5

- 公募のメリットを活かせる項目（広域化の視点、合意形成）を重点とする。
- 土地利用、環境保全、防災性等の7項目＋応募地域へのヒアリングにより総合的に評価

NO	評価項目	評価指標		評価基準
1	広域化の視点	1-1	収集運搬の効率性	両市の人口分布の重心からの距離
		1-2	面積	有効面積
2	土地利用	2-1	地質	地盤改良等、特殊基礎工事の必要性
		2-2	造成	敷地造成の必要性
3	環境保全	3-1	水源・湧水	水源地所在の有無及びその距離（候補地から500m以内）
		3-2	周辺地域住宅・事業所数	敷地境界から直線距離100m以内の住宅・教育施設・医療福祉施設の数
4	防災性	4-1	地震対策	地震時における、斜面崩壊、地すべり、液状化対策
		4-2	エネルギー需要施設の有無	エネルギー（熱・電気）需要施設数、需要先までの距離
5	インフラ	5-1	幹線道路	周辺道路の整備状況
		5-2	上水道	上水道の敷設状況
		5-3	高圧受電	高圧電線の敷設状況
6	合意形成	6-1	用地確保の容易性	地権者数
		6-2	施設運営の容易性	継続的な施設運営・更新の可能性 土地利用期限の有無
		6-3	地元認知	応募に関する地元住民の認知度
7	協力度	7-1	地域の協力度	自由記述について、応募地域の協力度を評価
		7-2	申請された処理施設	リサイクル施設、最終処分場の一体整備に関する意思表示

## まとめ：建設候補地の評価

### 【1次評価】（応募資格と応募要件の適合確認）

- ・ 応募資格は、自治組織（自治会、区、地域自治区等）の長
- ・ 応募要件は、用地面積、立地、合意形成、土地所有者への説明・確認、暴力団等との関与なし

### 【2次評価】（土地利用可否の要素確認）

- ・ 土地利用、環境保全、災害防止に関する法規制、地形条件を確認。施設整備が困難又は事業が円滑に進められないと判断された場合のみ対象外。
- ・ 対策工事や諸手続きにより、施設整備が可能となる場合あり。

### 【3次評価】（重み付け）

- ・ 重点項目は、公募のメリットが生かせる「広域化の視点」と「合意形成」。
- ・ 応募地域の協力度（地域合意の状況、地域要望、整備対象施設等）は、応募書類と応募者へのヒアリング結果により総合的に評価。

➤ **評価基準についてご議論いただきたい。**